

賛助会員規程

日本動物理学療法研究会（以下、研究会）会則第 5 条 4 項に基づき、賛助会員規程を以下に定める。

平成 23 年 4 月 1 日

第 1 条 賛助会員の目的

研究会の設立趣旨に賛同し、協力する団体、法人および企業を賛助会員とする。

第 2 条 賛助会員の入会手続

賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第 3 条 賛助会員の資格

(1) 研究会会則に定めた年会費を納入し、会員番号を付与した者を賛助会員とする。

(2) 年会費は毎年 4 月 1 日～6 月末日までに納入するものとする。ただし年度の途中において新たに入会する場合の年会費は、入会承認後 30 日以内に月割をもって納入するものとする。

第 4 条 研究会と賛助会員の関係

(1) 研究会と賛助会員は相互に密接な連携をとり、動物理学療法の普及と発展に寄与する。

(2) 研究会と賛助会員は、研究会の目的に応じた動物理学療法に関する設備・機器の開発や改良及び会員の福利厚生等の向上に努める。

(3) 研究会は賛助会員と平等に接し、相互の発展に寄与するため研究会員にその事業概要を周知徹底し協力する。

(4) 研究会会長は、賛助会員制度の円滑な運用をはかるため、研究会役員と賛助会員による構成で賛助会員懇話会を開催し、賛助会員に必要な事項について協議を行なうことができる。またその結果を理事会に報告する。

(5) 賛助会員に対しては研究会の主催する会合、寄付、協賛費用等の募金は原則として行わない。

第 5 条 賛助会員の権利

(1) 研究会は、賛助会員に対し会員と同様に研究会の発行する会報等の刊行物及び研究会事業の案内を 1 部送付する。

(2) 研究会は、主催する学会、研修会等において展示設備のある場合に、賛助会員に対し優先的に展示場所を提供する。

(3) 研究会は、研究会の発行する会報等の刊行物において、無償にて広告掲載の機会を提供する。

(4) 賛助会員が、研究会の主催する学会、研修会等に参加するときは、最大 2 名まで、正会員と同様の参加費で参加できるものとする。

(5) 賛助会員は、役員選挙等にかかる権利は有しない。

第 6 条 規程の改廃

この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

(規定改訂日) 平成 25 年 4 月 25 日 第 3 条変更 平成 25 年 4 月 25 日施行